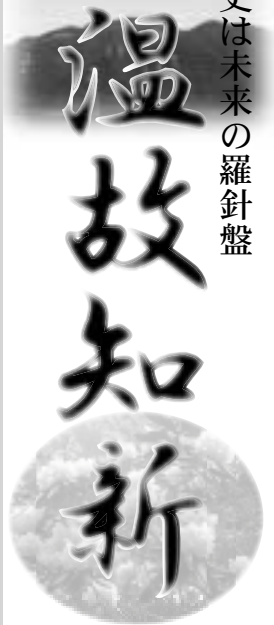


歴史は未来の羅針盤



今月号は、町史編さん室にご提供いただいた古文書のうち、大字深山口に伝わる古文書のひとつ、水をめぐる村と村の争論記録についてご紹介いたします

町史編さん室では、町史を作る中で、各地区の会議所や神社・寺院、村役人や商家などに伝えられてきた、紙に記された記録、いわゆる古文書をご提供いただき、調査・整理しています。

今回は、大字深山口に伝わった古文書のうち、水をめぐる村と村の争論記録について紹介いたします。

水をめぐる記録

古文書のなかには、江戸時代初期の元和九（一六二三）年から明治時代にかけての「水論」に関する古文書や絵図などが多数残されています。ここでは、元禄年間（一六八八〜一七〇三）に、砂川の利用をめぐって、深山口村と清水脇村・五反田村（両村は後に合併して現在の大字清田となる）との間で争われた時の古文書をひも解いてみましょう。

深山口村、清水脇・五反田村は、

砂川筋沿いの谷に開けた村で、何れの村も砂川から「井」と呼ばれる用水路を引いて田地を養っていました。

とくに、清水脇・五反田の両村は、村の田地の約半分を砂川の水で潤しており、両村にとってこの川の存在は非常に大きなものでした。しかし、砂川の下流域に位置する清水脇・五反田の両村は、上流域に位置する村々に比べて、水を確保するのが困難です。そのため両村では、水を融通してもらうための井料（使用料）を深山口村に支払い、深山口村領を流れる砂川の川浚えを行う権利を得て、田地を養う水を何とか確保してきました。

しかしある年の夏、清水脇・五反田村が川浚えを行っていた砂川の水域に深山口村が堀井戸を設けて水を汲み上げ、そのため下流の清水脇・五反田村の田地が干上がるといふ事態が発生しました。これに反発した清水脇・五反田の

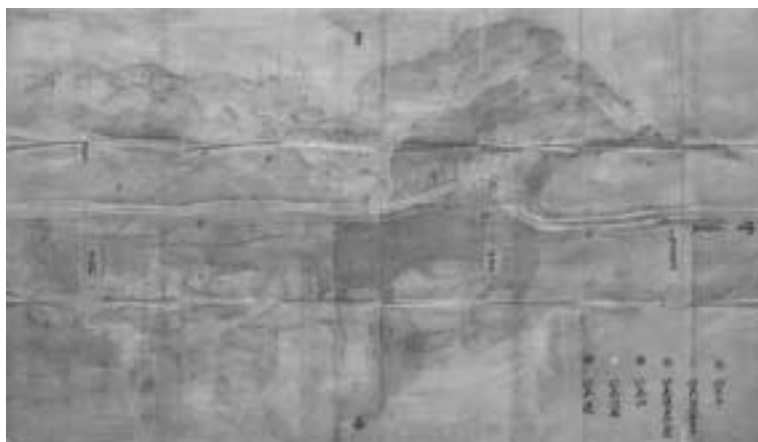
両村は、深山口村の行為を訴え、両者の間で水論がおこりました。

これら三ヶ村は、清水脇村が日野伊予守領、五反田村が市橋下総守領、深山口村が酒井河内守領とそれぞれ領主が異なっていたため、水論の裁許は京都町奉行所に委ねられました。

大字深山口に伝わる古文書のなかには、元禄六（一六九三）年8月付の裁許状の写しと裁許絵図が残されています。これによれば、清水脇・五反田村は深山口村領に対して「井料」を支払い、その対価として深山口村領の川筋の井浚えを行って水を確保する権利を認めるといふ内容の裁定が下されています。

これを受けて、双方の村役人の間では、裁定を遵守することを約束した証文が取り交わされました。この証文の取り決めは、深山口村と清水脇・五反田村の間における砂川の水利用の規範として、以後、二百数十年の長きにわたり引き継

がれていくこととなります。ほ場整備が完了し、水利設備が充実した現在、水の大切さを実感する機会は少なくなっていますが、地域に残されている水論の記録は、当時の人びとが「水」の確保に奔走した姿を語り継ぎ、「水」の大切さを再確認させてくれる貴重な史料といえるでしょう。



▲元禄6年水論裁許絵図（大字深山口文書）